

## 会 議 録

- 1 会議の名称 令和4年 第5回川根本町教育委員会
- 2 会議日時 令和4年11月11日(金) 午前10時20分から  
午前11時00分まで
- 3 開催場所 川根本町役場総合支所 2階 教育長室
- 4 出席した者の氏名
  - (1) 委員 教育委員 森下洋一、松下陽子、八木洋子、山本正和  
教育長 山下齊
  - (2) 執行機関 (事務局) 教育総務課長 平松敏浩  
社会教育課長 大村泰子  
管理主事 松本治樹  
主幹 高村康弘  
指導主事 守谷知佐子
  - (3) その他 なし
- 5 議 題 議案第14号 教育長職務代理者の指名について  
議案第15号 川根本町社会教育教育委員会委員の委嘱について  
議案第16号 川根本町社会教育施設運営委員会委員委員の委嘱について  
議案第17号 令和4年度要保護・準要保護児童生徒の追加認定について
- 6 会議資料の名称 議案第14号  
議案第15号  
議案第16号  
議案第17号
- 7 発言の内容

教育長 前回の会議録について、森下委員、松下委員、八木委員の承認を求めます。  
前回の会議録について承認し、署名することに異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。

【教育長あいさつ】

教育長 本日は大変お忙しい中、平成4年第5回教育委員会にご出席いただきありがとうございます。  
させていただきます。

## 【議 事】

教育長 ただ今の出席者は4名で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により教育長及び在任委員の過半数を満たしており、定足数に達しています。

よって、平成4年第5回川根本町教育委員会は成立しましたので、ただ今から開会します。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会議の公開及び会議録の公表について発言します。

本会議の議案第17号令和4年度要保護・準要保護児童生徒の追加認定については、個人のプライバシーに関する案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、本会議の議案第17号 令和4年度要保護・準要保護児童生徒の追加認定については、非公開とすることで決定します。

会議録についても同様に議案第17号 令和4年度要保護・準要保護児童生徒の追加認定については、非公開とすることでご承知願います。

それでは、議事に入ります。議案第14号 教育長職務代理者の指名についてを議題とします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項で、教育長に事故があるとき、又は教育長がかけたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。とされていますので、教育長職務代理者に、森下洋一委員を指名します。よろしくお願います。」

教育長 次に、議案第15号「川根本町社会教育教育委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます

事務局 それでは、議案第15号「川根本町社会委員会委員の委嘱について」を説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第3号に基づく、川根本町教育長に対する事務委任規則第1条第11号の規定により、構成組織の代表者変更等により交代のあった社会教育委員会委員を新たに委嘱するものです。

社会教育施設運営委員会委員の職務は、川根本町社会教育施設運営委員会規則（平成19年教育委員会規則第4号）第2条各号に定められ、定員は12人以内、任期は2年ですが、今回委嘱する委員は川根高校中村泰子校長で、任期は、前任者の残任期間となります。

以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案のとおり委嘱することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第15号「川根本町社会教育委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり承認されました。

教育長 次に、議案第16号「川根本町社会教育施設運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます

(「質疑なし」の声あり)

事務局 それでは、議案第16号「川根本町社会教育施設運営委員会委員の委嘱について」を説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第21条第3号に基づく、川根本町教育長に対する事務委任規則第1条第11号の規定により、構成組織の代表者変更等により交代のあった社会教育施設運営委員会委員を新たに委嘱するものです。

社会教育施設運営委員会委員の職務は、川根本町社会教育施設運営委員会規則(平成19年教育委員会規則第4号)第2条各号に定められ、定員は12人以内、任期は2年ですが、今回委嘱する委員は区長会からの推薦で森下睦夫氏、教育委員の推薦で山本正和氏で、任期は、前任者の残任期間となります。

以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案のとおり委嘱することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第16号「川根本町社会教育施設運営委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第17号「令和4年度要保護・準要保護児童生徒の追加認定について」、を議題とします。朗読を省略して、事務局から説明を求めます

事務局 それでは、議案第17号「令和4年度要保護・準要保護児童生徒の追加認定について」、提案理由をご説明いたします。

町は、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的に「川根本町要保護及び準要保護児童生徒認定要綱」を定め、就学に必要な措置を講じています。

今回、要綱第4条の規定により、令和4年度の準要保護児童生徒の追加認定審査を

お願いするものです。なお、要保護児童生徒の認定は、該当ありません。審査対象は、1家庭で1人の児童生徒の保護者です。

詳細は、お手元の資料をご覧ください。(内容は非公開)

以上で説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に対する意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。よって議案第17号 「令和4年度要保護・準要保護児童生徒の追加認定について」は、準要保護児童生徒を、原案のとおり認定します。」

## 8 閉 会

教育長 本日の日程は、終了しました。以上をもちまして、令和4年第5回川根本町教育委員会を閉会します。

上記に相違ないことを確認する。

教育長:

山下 齊

委員:

森下 洋一

委員:

松下 陽子

委員:

八木 洋子

委員:

山本 正和